

住宅の応急修理制度に係る変更点について

住宅応急修理の受付状況等を踏まえて、内閣府と協議を行い、受付及び工事の完了期限を延長することとした旨、福島県災害対策本部より連絡がありましたのでお知らせします。また、受付窓口と問い合わせ先電話番号についても変更となりました。

変更点

- 申し込み受付期限が令和2年1月31日（金）まで延長となりました。
- 工事の完了期限が令和2年2月11日（火・祝）まで延長となりました。
- 受付窓口が石川町役場2階の都市建設課に変更となりました
- 問い合わせ先電話番号が0247-26-9131に変更となりました。

住宅の応急修理制度概要（災害救助法に基づく）

令和元年台風19号における住宅応急修理実施要領（福島県災害対策本部）により、災害により住宅が一部損壊（損害割合10%）以上の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対して、法に基づく応急修理を実施します。

町が業者に修理を依頼し、修理費用を町が直接業者に支払います。

【対象世帯】以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象となります。

- (1) 災害により一部損壊（損害割合10%以上）、半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと。
※対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象となる。
- (2) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- (3) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないこと。
- (4) 自らの資力をもってしては、住宅を修繕することができない方

【応急修理の範囲】

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施します。台風の被害と直接関係ある修理のみが対象です。修理対象物がグレードアップするものや、日常生活に必ずしも必要でない工事等は対象外です。

店舗や事務所を併設した住宅は、住宅部分のみが対象です。

応急修理工事例

- ①壊れた屋根の補修
- ②傾いた柱の家起こし
- ③破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④壊れた床の補修
- ⑤壊れた外壁の補修
- ⑥壊れた基礎の補修
- ⑦壊れた戸、窓の補修
- ⑧壊れた給排気設備の取替
- ⑨上下水道配管の水漏れ部分の補修
- ⑩電気、ガス、電話等の配管や配線の補修
- ⑪壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替、浄化槽の補修

※床等の破損がなくても悪臭や不衛生、汚れがひどい等の理由で日常生活に支障があれば、床や外壁の修理、またそれに併せて行う畳や内壁、断熱材、石膏ボードなどの修理も対象とする。
※応急修理によって搬出される廃棄物の運搬・処分費を対象とする。
※フローリングの方が修理が早い、価格が安い等の理由があれば畳からの仕様の変更を対象とする。
※長時間の浸水によりドア類の反りが生じた場合や、ふすま・障子類の枠組みが破損した場合などで、日常生活に支障があれば対象とする。

【基準額等】

住宅の応急修理のため支出できる費用は、1世帯あたりの限度額は次のとおりとなります。

1世帯あたり 595,000円以内（一部損壊は、300,000円以内）

※金額は消費税込です。

【申請書類】

- 1 住宅応急修理申込書
- 2 資力に関する申出書
- 3 被災証明書
- 4 世帯全員分の住民票

※4に関しては、被災日現在で石川町内に住所を有した方については提出の必要はありません。

※ 着工前、施工中、完成後の写真を必ず撮影しておいてください。記録として、提出していただきます。

【留意事項】

原則として修理の着工前に申請してください。既に着手している場合は、窓口にご相談ください。

※業者へ代金の支払いが完了している場合は、対象になりませんので、ご注意ください。

【受付窓口について】

石川町役場2階の都市建設課で受付をしております。

受付時間 平日 9:00から16:00です。

【受付期限】

令和2年1月31日（金）

※工事の完了期限は令和2年2月11日（火・祝）となります。

【問い合わせ先】

石川町役場 都市建設課 電話 0247-26-9131（直通）